

# 社会福祉法人ひだまり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひだまり会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会及び評議員会 出席報酬	5,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬	5,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規程に準じて出張旅費として支給することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成30年1月22日より適用する。

この規程は、平成30年12月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 (月 額)	100,000 円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 (日 額)	5,000 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 (日 額)	10,000 円	